

JR ローカル線に対する支援について

【担当省庁】国土交通省

沿線人口の減少等により利用者が大幅に減少するなど、ローカル鉄道が危機的状況にあることを踏まえ、国においては「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を一部改正し、JR ローカル線においても地方自治体等の支援のもと鉄道事業再構築事業を実施する場合は、国の財政支援を受けられることとなった。

府域の JR 在来線はいずれも府民生活を支え、地域経済の活性化に欠くことのできない幹線鉄道であり、JR ローカル線の存続に向けて一層取り組めるよう、鉄道事業再構築事業による支援の拡充をしていただきたい。

- 鉄道事業の一部分や資産譲渡を行わずに取り組む場合など、鉄道事業再構築実施計画の認定要件の柔軟な適用
- 2,000 人未満の駅のバリアフリー化への支援拡充や地域公共交通再構築事業（社会資本整備総合交付金）の交付対象の拡充
- 利用促進の取組に必要となる交通・観光連携型事業（地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化）による継続的な支援

【現状・課題等】

- 新型コロナウイルス感染症拡大と長期化により、JR 西日本は令和 3 年 10 月 2 日、令和 4 年 3 月 12 日及び令和 5 年 3 月 18 日に府内各線で減便を実施
- 令和 4 年 4 月には、JR 西日本から輸送密度 2,000 人 / 日未満の線区の収支率等が公表され、減便に加え、JR 在来線の合理化が一方的に進められるおそれ
- 令和 5 年 4 月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が一部改正され、10 月 1 日から、ローカル鉄道の再構築について、存廃といった前提を置かずに関係者で協議する場として国が設置する再構築協議会や、社会資本整備総合交付金の基幹事業に鉄道事業再構築事業（地域公共交通特定事業）が追加されるなど、制度面・財政面で国が支援する制度が開始

京 都 府 の担当課	商工労働観光部 観光室(075-414-4854) 建設交通部 交通政策課(075-414-4360)
---------------	--

【国の事業等】

■ オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業〔観光庁〕
(令和5年度補正50億円)

■ 「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」の提言

- ▶ ローカル鉄道のあり方に関して、従来どおり都道府県が中心となって活性化再生法に基づく協議会を設置し、将来の地域モビリティのあり方を検討することを基本原則としつつ、その基本原則がうまく機能していない特定線区については、国が新たな協議の場を設定する枠組みが示された。
- ▶ また、利用者の視点に立った地域モビリティの利便性・持続性の回復に向け、その実現にあたっては、地域鉄道事業者はもとよりJRや大手民鉄も含めて、国は制度面で支援を行うほか、関係部局の予算を総動員して、必要な経費を財政面で支援すべきとされた。

【京都府の取組】

- 府民生活に欠くことのできない移動手段が確保されるよう、沿線自治体と連携し、JR西日本だけではなく地域の交通事業者も交えて協議を継続しているとともに、連携して利用促進に取り組んでいる。
- 駅周辺にぎわいづくり創出事業による駅の環境整備など、地域公共交通計画に基づく利用促進の取組を進めている。
- お茶の京都トレインなど直接的な誘客効果を期待した車両へのラッピングや、もうひとつの京都周遊バスの発行支援、ラッピングバスなど、周辺の公共交通と一体的な利用促進に取り組んでいる。
- 鉄道事業者が観光庁予算を活用して実施する車両の改裝や運行、周遊観光ツアー等の企画切符の販売、MaasSアプリの活用など、鉄道と沿線地域の観光資源を活用した誘客の取組に対して支援し、利用促進に取り組んでいる。